

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年十二月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

埼玉県本庄県土整備事務所長 酒井敦司

一 道路の種類 県道  
二 路線名 本庄寄居線  
三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
先まで から同市栗崎字欠田六九五番五地先	本庄市栗崎字前田一四二番二地先	本庄市栗崎字前田一三一一番二地先 から同市栗崎字前河原一一九八番 一三地先まで	区間
一二・〇〇 三三・八六		一二・二五 一五・八三	敷地の幅員 (メートル)
一一二・九〇		一三三六・二一〇	延長 (メートル)
			備考